

定 款

2022 年 6 月 21 日 改正

株式会社小松製作所

株式会社小松製作所 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社小松製作所と称し、英文ではKOMATSU LTD.とする。

(事業目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設機械、農業機械、産業機械、自動車、内燃機関その他各種機械器具ならびにその部品の製造、修理および売買
2. 各種鉄鋼品の製造および売買
3. 各種鉄鋼、銑鉄、合金鉄その他特殊金属の精錬、加工および売買
4. 各種電気材料ならびに機器の製造および売買
5. 各種合成樹脂製品の製造および売買
6. 各種兵器ならびにその部品の製造、修理および売買
7. 鋳業ならびに鋳物の売買
8. 各種プラント、住宅その他土木建設工事の設計、施工、監理および請負
9. 木材およびその加工品ならびにその他各種土木建築用資材、機器の売買
10. 不動産の売買および賃貸借
11. 産業廃棄物・一般廃棄物処理装置の製造、販売および修理
12. 産業廃棄物・一般廃棄物の収集、運搬、処理、再生および再生品の販売ならびにコンサルティング
13. コンピューターソフトウェアおよびコンピューターシステムの開発、製作および販売ならびにコンサルティング
14. インターネット等のネットワークを利用した電子商取引事業
15. 情報処理・情報提供サービス
16. 金融業
17. 前各号に付帯する一切の業務
18. 他会社に対する投資または会社設立の発起人となること

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、39億5,500万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 〈2〉株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 〈3〉当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役がこれを招集する。

〈2〉株主総会においては、社長が議長となる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

〈2〉当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

〈2〉前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

〈2〉会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

〈2〉取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

〈3〉取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、会社を代表する取締役を選定する。

〈2〉取締役会は、その決議によって、取締役または執行役員から社長1名を定める。

〈3〉取締役会は、その決議によって、取締役から会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会の招集および議長は、取締役会の定めるところによる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(顧問および相談役)

第26条 取締役会の決議をもって、顧問または相談役を置くことができる。

(執行役員)

第27条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

〈2〉当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

〈2〉 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

〈2〉 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集および議長)

第33条 監査役会の招集および議長は、監査役会の定めるところによる。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

〈2〉 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。